

山梨県公報

第千四百八十号

平成十六年

五月三十一日

月 曜 日

目次

告示

道路の区域変更(六件)……………三七五
 道路の供用開始(四件)……………三七六

公告

鳥獣保護区の指定について……………三七七
 特別保護地区の指定について……………三七八
 平成十六年度山梨県改良普及員資格試験の実施……………三七九
 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………三八〇

その他

落札者等の決定について(三件)……………三八〇

正誤

平成十六年三月三十日付け号外第十一号中……………三八一

告示

山梨県告示第二百五十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十六年六月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年五月三十一日

- 一 道路の種類 県道 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 二 路線名 富士川身延線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)

南巨摩郡南部町大字内船字外古御所七八七
 三番の一地先から
 南巨摩郡南部町大字内船字外中田四六七七
 番地先まで

新	旧
一一・〇〇 一四・〇〇	一一・五〇 三一・五〇
六〇・〇〇	六五・〇〇

山梨県告示第二百五十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十六年六月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年五月三十一日

- 一 道路の種類 県道 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 二 路線名 日向宿線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
南巨摩郡南部町大字万沢字日向二二七七四番の一地先から 南巨摩郡南部町大字万沢字上ノ嶋二二八九二番の一地先まで	旧 新	三・八〇 六・五〇	二八〇・〇〇 二八〇・〇〇

山梨県告示第二百五十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十六年六月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年五月三十一日

- 一 道路の種類 県道 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 二 路線名 四日市場上野原線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
南都留郡秋山村字西原四二〇番の三地先から 南都留郡秋山村字瀬戸原五二六番の三地先まで	一〇・〇 二九・四	六・〇 一八・二		五〇二・六

山梨県告示第二百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十六年六月二十一日まで一般の縦覧に供する。
平成十六年五月三十一日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 南アルプス公園線
- 三 道路の区域

山梨県知事 山本 栄彦

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
南巨摩郡身延町大字粟倉字増野二二八〇番の一地先から 南巨摩郡身延町大字粟倉字根岸六九七番の一地先まで	一一・八 四三・六	四・四 二四・二		七六・六

山梨県告示第二百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十六年六月二十一日まで一般の縦覧に供する。
平成十六年五月三十一日

- 一 道路の種類 県道

山梨県知事 山本 栄彦

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
西八代郡下部町大字清沢字上日向二二二番の一地先から 西八代郡下部町大字清沢字上日向二〇四番の一地先まで	一八・五 三三・九	一八・三 二三・六		五九・〇

山梨県告示第二百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十六年六月二十一日まで一般の縦覧に供する。
平成十六年五月三十一日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 富士川身延線
- 三 道路の区域

山梨県知事 山本 栄彦

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
南巨摩郡南部町大字井出字上り谷戸一五一六番の三地先から 南巨摩郡南部町大字井出字上り谷戸一五一六番の三地先まで	一一・三 一八・四	八・六 一〇・二		三六・六

山梨県告示第二百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十六年六月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年五月三十一日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	島上条宮久 保絵見堂線	北巨摩郡双葉町大字竜地字滝ヶ 池六六〇四番地先から 北巨摩郡双葉町大字大岱字松葉 五九番地先まで		四九〇・〇	平成十六年 五月三十一 日

山梨県告示第二百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十六年六月二十一日まで一般の縦覧に供する。
平成十六年五月三十一日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	富士川身延 線	南巨摩郡南部町大字内船字外古 御所七八七三番の一地先から 南巨摩郡南部町大字内船字外中 田四七二四番の一地先まで		二〇・〇	平成十六年 五月三十一 日

山梨県告示第二百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十六年六月二十一日まで一般の縦覧に供する。
平成十六年五月三十一日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
-------	-----	---	---	--------------	-------------

県道 駒ヶ岳公園線

北巨摩郡白州町大字横手字中原
一二七九番の二地先から
北巨摩郡白州町大字大坊字前田
三五番の二地先まで

一一四・〇
平成十六年
五月三十一
日

山梨県告示第二百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十六年六月二十一日まで一般の縦覧に供する。
平成十六年五月三十一日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	南アルプス 公園線	南巨摩郡身延町大字粟倉字蟹沢 八一七番の四地先から 南巨摩郡身延町大字粟倉字蟹沢 八一九番の三地先まで		六〇・五	平成十六年 五月三十一 日

公 告

● 鳥獣保護区の指定について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第四項の規定により、指定しようとする鳥獣保護区の名称、区域等を次のとおり公告し、この公告の日から平成十六年六月十三日まで縦覧に供する。
平成十六年五月三十一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 鳥獣保護区の名称
 笹ヶ岳鳥獣保護区
- 二 鳥獣保護区の区域
 県有林第三十八林班₂、は₃、に₁、に₂及びに₃小班、第三十九林班₁、い₂、い₃、い₄、ろ₂、ろ₃、ろ₄、は₄、は₅、は₆、は₈、に₂、に₃、ほ₁、ほ₂、い、口及び八小班、第四

十二林班は、ろ₁、ろ₂、ろ₃、ろ₄及びイ小班、第四十三林班並びに第四十四林班い、ろ₁、ろ₂、ろ₃、ろ₄、ろ₅、ろ₆、ろ₇、は及びひは小班

三 鳥獣保護区の存続期間
平成十六年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針の案

1 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

2 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、南アルプスの南部に位置し、高峰の笹ヶ岳（標高二千六百二十九メートル）を中心とする山岳地域で、地形は急峻で谷が深く南アルプス地域でも秘境の地である。

当該地域の植生は、笹ヶ岳山頂付近には国内の南限に近いハイマツ林が分布し、標高二千メートルから二千五百メートル付近にはコメツガ、シラビソ、オオシラビソ、トウヒ等の亜高山帯の針葉樹林が発達し、標高千四百メートルの山腹部分にはミズナラ、イタヤカエデ、クマシデ、ヒメシャラ等の広葉樹林が発達しており、貴重な原生林が保存されている。

また、当該地域では、大型哺乳類のツキノワグマ、ニホンカモシカ及びニホンジカをはじめ、中型哺乳類のキツネ、テン等、また、小型哺乳類ではアカネズミのほか希少なヒミズ、トガリネズミ等が確認され、鳥類では、イワヒバリ、ホシガラス、ルリビタキ、メボソムシクイ等の高山・亜高山帯を好む森林性の鳥類を中心にクマタカ、オオタカ等の猛禽類も生息する等、豊かな植生に支えられ多種多様な鳥獣が生息している。

以上のことから、県では昭和四十七年に山梨県自然環境保全条例（昭和四十六年山梨県条例第三十八号）に基づき自然保存地区として指定し、良好な自然環境の保全を図ってきた。

さらに、平成十三年度には環境省が提唱する「生物多様性保存のための国土区分」ことの重要地域に指定されたところである。

現在指定されている自然保存地区をより実効性あるものとし、豊かな森林資源に生息する多様な野生鳥獣を含めた自然生態系全体の保護を図るため、鳥獣保護区として指定するものである。

3 鳥獣保護区の管理方針

(一) 鳥獣の生息及び繁殖のために必要な巣箱、給水、給餌等の施設の設置に努める。
(二) 鳥獣保護区内における捕獲等がされないよう巡視に努める。

(三) 鳥獣保護区の指定の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。
一から四までに掲げる事項の縦覧場所
山梨県森林環境部みどり自然課及び峡南地域振興局林務環境部

● 特別保護地区の指定について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第四項において読み替えて準用する第二十八条第四項の規定により、指定しようとする特別保護地区の名称、区域等を次のとおり公告し、この公告の日から平成十六年六月十三日まで縦覧に供する。
平成十六年五月三十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 大菩薩特別保護地区

1 特別保護地区の名称
大菩薩特別保護地区

2 特別保護地区の区域
県有林第九十林班ほ₁、と₁、と₂、と₃、と₄、と₅、と₆、ち₁、イ₁、イ₂、イ₃、イ₆、二及びホ小班並びに第九十一林班い₁、い₂、イ、口及びハ小班

3 特別保護地区の存続期間
平成十六年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針の案
(一) 鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
(二) 特別保護地区の指定目的

当該地区を含めた地域は、大菩薩峠（標高千八百九十七メートル）を中心とした亜高山帯の地域であり、植生は尾根沿いにヤナギラン、オオバギボウシ、ミヤコザサ等が優先する草原となっており、その周辺にはダケカンバ、ジソウカンバ等の広葉樹を混生したシラベ及びコメツガ林が広がり、さらにその下部にはカラマツ植林が多いが自然林であるミズナラ及びブナの広葉樹林も残されている。

また、当該地域では、獣類では、大型哺乳類のツキノワグマ、ニホンカモシカ及びニホンジカをはじめ、中型哺乳類のキツネ、テン等、また、小型哺乳類ではニイガタヤチネズミ、ヒメヒミズ等が確認され、鳥類では、メボソムシクイ、コルリ等の亜高山帯の種からシジユウカラ、ホオジロ、ウグイス等の低山帯の種まで多様な鳥獣が生息している。

以上の地域のうち、原生な自然環境が保存されている中核的な地域を特別保護地区に指定することで鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

(1) 定期的に巡視を実施する等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。

(2) 特別保護地区の指定の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

5 1 から4までに掲げる事項の縦覧場所

山梨県森林環境部みどり自然課及び峡東地域振興局林務環境部

二 白鳳特別保護地区

1 特別保護地区の名称

白鳳特別保護地区

2 特別保護地区の区域

県有林第一林班イ、口及び八小班、第二林班い、イ、口、ハ、二及びホ小班、第三林班イ及び口小班、第六林班口小班、第八林班二及びホ小班、第九林班イ、口及び八小班、第十林班イ、口及び八小班、第十一林班イ小班、第十三林班イ及び口小班、第十四林班、第十五林班、第十六林班、第十七林班、第十八林班、第二十林班い、口及びイ小班、第二十一林班い、ろ及びびろ小班、第二十二林班ろ及びイ小班、第七十七林班イ、口、八及び二小班、第七十八林班い及び口小班並びに第七十九林班い及び口小班

3 特別保護地区の存続期間

平成十六年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針の案

(一) 鳥獣保護区の指定区分

大規模生息地の保護区

(二) 特別保護地区の指定目的

当該地区を含めた南アルプス地域は、南アルプスの主峰である北岳（標高三千九百九十二メートル）を含む白根三山（北岳、間ノ岳（標高三千八百八十九メートル）、農鳥岳（標高三千二百六十六メートル）、仙丈ヶ岳（標高三千三十三メートル）及び鳳凰三山（薬師岳（標高二千七百八十八メートル）、観音岳（標高二千八百四十メートル）、地藏ヶ岳（標高二千七百六十四メートル））を中心とした高山帯の地域であり、中心部には野呂川が流れ地形は急峻で谷が深い。

当該地域の植生は、標高三千メートルを超える山の頂上付近には北岳のキタダケソウをはじめとした貴重な高山植物やハイマツが分布し、その下部にはウラジロナナカマド、ダケカンバ等の広葉樹林やコメツガ、シラビソ、オオシラビソ等

の針葉樹林が発達し、さらにその下部にはブナ及びミズナラの林が分布しており高山帯から亜高山帯までの植生を示す林相の変化に富んだ地域である。

また、当該地域では、獣類では、大型哺乳類のツキノワグマ、ニホンカモシカ及びニホンジカをはじめ、中型哺乳類のキツネ、タヌキ、ニホンザル等、また、小型哺乳類では高山性のオコジョのほか希少なニイガタヤチネズミ、ヒメヒミズ及びトガリネズミが確認され、鳥類では、特別天然記念物に指定されているライチョウをはじめ、希少なイヌワシ、クマタカ等の猛禽類のほか、イワヒバリ、メボソムシクイ、コマドリ、ビンズイ等の高山・亜高山性の種からシジュウカラ、メジロ、ホオジロ等の低山帯の種まで多種多様な鳥獣が生息している。特にライチョウは、南アルプスの中でも最も個体数が多い地域であり、生息し、又は生育する動物はライチョウ、キタダケソウ等の遺存種をはじめ、キタダケキンポウゲ等の希少な固有種が多く国内でも有数の自然環境を有する地域である。

以上の地域のうち、最も固有の生態系を有する中核的な地域を特別保護地区に指定することで鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

(1) 定期的に巡視を実施する等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。

(2) 特別保護地区の指定の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

5 1 から4までに掲げる事項の縦覧場所

山梨県森林環境部みどり自然課並びに峡中及び峡南各地域振興局林務環境部

● 平成十六年度山梨県改良普及員資格試験の実施

山梨県改良普及員資格試験条例（昭和二十七年山梨県条例第四十二号）第二条の規定により、次のとおり山梨県改良普及員資格試験を実施する。

平成十六年五月三十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 試験の期日及び場所

1 期日 平成十六年八月十八日（水）及び同月十九日（木）

2 場所 甲府市飯田一丁目二番四号 ザ・ホテル紫玉苑

二 受験願書の受付期間及び受付場所

1 受付期間 平成十六年六月七日（月）から同月十八日（金）までの山梨県の休日（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで。ただし、郵送による場合は、六月十八日までの消印のあるものは有効とする。

2 受付場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県農政部農業技術課（電話〇五五二二三 一六一七）

三 受験手続

1 提出書類

(一) 受験願書

(二) 履歴書

(三) 最終学校卒業証明書若しくは卒業見込証明書、最終学校修了証明書若しくは修了見込証明書又は検定合格証明書

(四) 山梨県改良普及員資格試験条例第三条第一項第二号、第三号若しくは第四号又は山梨県改良普及員資格試験条例施行規則（昭和五十八年山梨県規則第六号）第二条第三号に該当する者は、その職務に従事した期間につき、受験有資格者であることを証明する書類

(五) 写真（受験願書提出前六月以内に撮影した正面向、上半身、無帽で、縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルの大きさの無台紙のものであって、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）一枚

2 受験票の交付

受験票は、受験願書等を審査し、受験資格があると認められた者に対して交付する。

四 受験手数料

1 三千元（受験願書に三千元に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印しないこと。）

2 受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十六年五月三十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

- 一 韮崎市穂坂町大字宮久保字三百水七三二の一、七三二の二、七三二の三、七三二の四、七三二の五、七三二の六、七三二の七、七三二の八、七三二の九、七三二の一〇、七三二の一〇の二、七三二の一〇の三、七三二の一〇の四、七三二の一〇の五、七三二の一〇の六、七三二の一〇の七、七三二の一〇の八、七三二の一〇の九、七三二の一〇の一〇、七三二の一〇の一〇の二、七三二の一〇の一〇の三、七三二の一〇の一〇の四、七三二の一〇の一〇の五、七三二の一〇の一〇の六、七三二の一〇の一〇の七、七三二の一〇の一〇の八、七三二の一〇の一〇の九、七三二の一〇の一〇の一〇

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類

位置及び区域

水路

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡北地域振興局建設部及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

韮崎市穂坂町宮久保字三百水七三四番 日邦プリシジョン株式会社 代表取締役 古屋正次

その他

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十六年五月三十一日

山梨県立中央病院管理局長 中 村 紘 昭

一 落札に係る役務の名称及び数量

山梨県立中央病院清掃業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県立中央病院管理局総務課 山梨県甲府市富士見一丁目一番一号

三 落札者を決定した日

平成十六年四月一日

四 落札者の氏名及び住所

日本美装株式会社山梨支店 山梨県甲府市塩部二丁目三番二十号の一〇一

五 落札金額

六千九百九十五万円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成十六年二月九日

● 落札者等の決定について
 次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十六年五月三十一日

山梨県立中央病院管理局長 中 村 紘 昭

一 随意契約に係る役務の名称及び数量

山梨県立中央病院病院内業務システム保守業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県立中央病院管理局総務課 山梨県甲府市富士見一丁目一番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

平成十六年四月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

東芝住電医療情報システムズ株式会社 東京都品川区東品川四丁目十番十三号

五 随意契約に係る契約金額

一億九千万九千六百二十円

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

● 落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十六年五月三十一日

山梨県立中央病院管理局長 中 村 紘 昭

一 随意契約に係る役務の名称及び数量

MRI他放射線機器保守点検業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県立中央病院管理局総務課 山梨県甲府市富士見一丁目一番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

平成十六年四月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所
 シーメンス旭メディテック株式会社西東京セールスエリアオフィス 東京都品川区東五反田三丁目二十番十四号
 五 随意契約に係る契約金額
 三千八百八十五万円
 六 契約の相手方を決定した手続
 随意契約
 七 随意契約によることとした理由
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十六年三月三十日山梨県規則第十六号（租税特別措置法に基づく特定民間再開発事業等に係る認定事務取扱規則）

七			租税特別措置法	租税特別措置法施行令
六			租税特別措置法	租税特別措置法施行令

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番